

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第二条第五号ア(2)」を「第二条第一項第五号イ」に改める。

第二条の三に次の一号を加える。

三 前項に規定する事情に該当した場合

第二条の三を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第二条の三第三号及び条例第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第三条を削る。

第三条の二第一項中「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「条例第二条の三第三号に掲げる場合又は第二条の四の規定に該当する場合にあって」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日）が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）（以前の日である場合）

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日である場合

第三条の二第二項中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第三条

第八号」を「第三条第七号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の場合において、総務事務システム（電子計算機を利用して、職員の人事、給与、福利厚生等に関する事務の処理を行うシステムで総務部総務厚生センター所長が管理するものをいう。）により請求したときは、同項の請求をしたものとみなす。
第三条の二を第三条とする。

第四条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第四条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の原則として一月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までに行うものとする。
一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業

三 条例第二条の四の規定に該当してしている育児休業

2 前条第二項本文及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第五条第三項中「第三条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第四項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、「規定による」を削る。

第七条第四号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第八条を次のように改める。

（再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情及び養育計画の申出）

第八条 条例第十一条第六号に規定する当該子を養育するための計画については、人事委員会が定める様式の育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出るものとする。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定による申出について準用する。

第十条第二項中「第三条の二第二項本文」を「第三条第二項本文及び第三項」に改める。
る。

第十一条中「第三項」を「第四項」に改める。

第十五条第四項及び第十六条第四項中「第三条第二項及び第三条の二第二項本文」を

「第三条第二項本文及び第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。